

学校法人北海道科学大学組織規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第4条に規定する学校及び寄附行為第4条の2に規定する収益事業を運営するにあたり必要な組織について定めることを目的とする。

(設置校)

第2条 学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）に寄附行為第4条各号に掲げる次の学校を置く。

- (1) 北海道科学大学（以下「大学」という。）
- (2) 北海道科学大学高等学校（以下「高校」という。）
- (3) 北海道自動車学校（以下「自校」という。）

2 前項で定める学校には、学校教育法、学校教育法施行規則に基づく必要な組織及び業務運営上必要な組織を設置するものとする。

3 前2項で定める組織については、別に定める。

(附属薬局)

第3条 法人に寄附行為第4条の2に掲げる収益事業として北海道科学大学附属薬局（以下「附属薬局」という。）を置く。

2 前項の組織に関しては、別に定める。

(政策室)

第4条 法人に法人及び各設置校の運営について企画立案するため、政策室を置く。

2 理事長が必要と認めた場合は、政策室に臨時の組織を置くことができる。

3 前項の組織に関しては、別に定める。

(事務局)

第5条 法人に法人及び各設置校の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、総務部、財務部、学務部及び入試・地域連携部を置く。

3 事務局の部に課を置く。

4 前2項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、事務局に臨時の組織を置くことができる。

5 前3項の組織に関しては、別に定める。

(事務室)

第6条 高校及び自校の事務を処理するため、高校及び自校に事務室を置く。

2 高校事務室には課を、自校事務室には課及び係を置く。

3 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、事務室に臨時の組織を置くことができる。

4 前2項の組織に関しては、別に定める。

(内部監査室)

第7条 法人に法人全体の内部監査を行うため、内部監査室を置く。

2 前項の組織に関しては、別に定める。

(校友会)

第8条 設置校の同窓会との交流及び連携を行うため、法人に校友会を置く。

2 前項の組織に関しては、別に定める。

(委員会等)

第9条 職員に対する解雇、制裁及び職員からの苦情について審議するため、法人就業規則に基づき、法人に次の委員会を置く。

(1) 人事委員会

(2) 制裁委員会

(3) 苦情処理委員会

2 建築工事等について審議するため、法人調達規程に基づき、法人に建設委員会を置く。

3 附属薬局の管理及び運営について審議するため、法人に附属薬局運営委員会を置く。

4 法人及び設置校の広報戦略を審議するため、法人に次の委員会を置く。

(1) 広報委員会

(2) ブランド委員会

5 前4項に定めるもののほか、法人の運営上、必要と認めた場合は、理事会、評議員会及び理事長の諮問機関として、委員会等を設置することができる。

6 前5項の組織に関しては、別に定める。

(会議)

第9条の2 法人の業務全般にわたる重要事項を審議し、かつ事務の調整円滑を期するため次の会議を設ける。

(1) 法人経営戦略会議

(2) 法人業務会議

2 前項の会議に関しては、別に定める。

(職員)

第10条 法人には、次の職員を配置し、その職名及び職務については、別表第2のとおりとする。

(1) 事務職員 事務の業務に従事する者

(2) 教育職員 教育の業務に従事する者

(3) 技術職員 事務系の技術及び教育系の技術の業務に従事する者

(4) 薬局職員 附属薬局の調剤及び事務の業務に従事する者

2 前項の職は、理事長が任命する。

3 理事長は、別表第2に定めるもののほか、必要な職を置くことができる。

第11条 前条に定めるもののほか、大学に設置された附属機関又は附属施設には、別表第3の職を置き、その職名並びに職務は、同表のとおりとする。

2 前項の職は次の各号により、理事長が任命する。

- (1) 室長、機構長、センター長、館長、施設長及び園長には教授又は准教授のうちから任命する。
- (2) 副室長、副機構長、副センター長には教授、准教授、講師及び課長以上の事務職員のうちから任命する。
- (3) 主任には教授、准教授、講師又は助教のうちから任命する。

(職員定数)

第12条 前2条に掲げる職員の定数は、各設置校に係る設置基準及び関連規則等に基づくほか、各組織の適正運営と合理性を基本として定める。

(組織構成)

第13条 第2条から第7条に掲げる組織を所属といい、その構成は別表第1のとおりとする。

2 特に定めのない限り、所属の区分及び各所属の長（以下「所属長」という。）は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 大学 | 学長 |
| (2) 高校（高校事務室を含む） | 校長 |
| (3) 自校（自校事務室を含む） | 校長 |
| (4) 附属薬局 | 財務部長 |
| (5) 政策室 | 政策室長 |
| (6) 事務局 | 事務局長 |
| (7) 内部監査室 | 内部監査室長 |

3 所属長は、各所属における指揮命令系統その他を明確にするため、人名記載の系統図を掲示又は配付して、その周知徹底を図らなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、昭和43年8月1日から施行する。

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

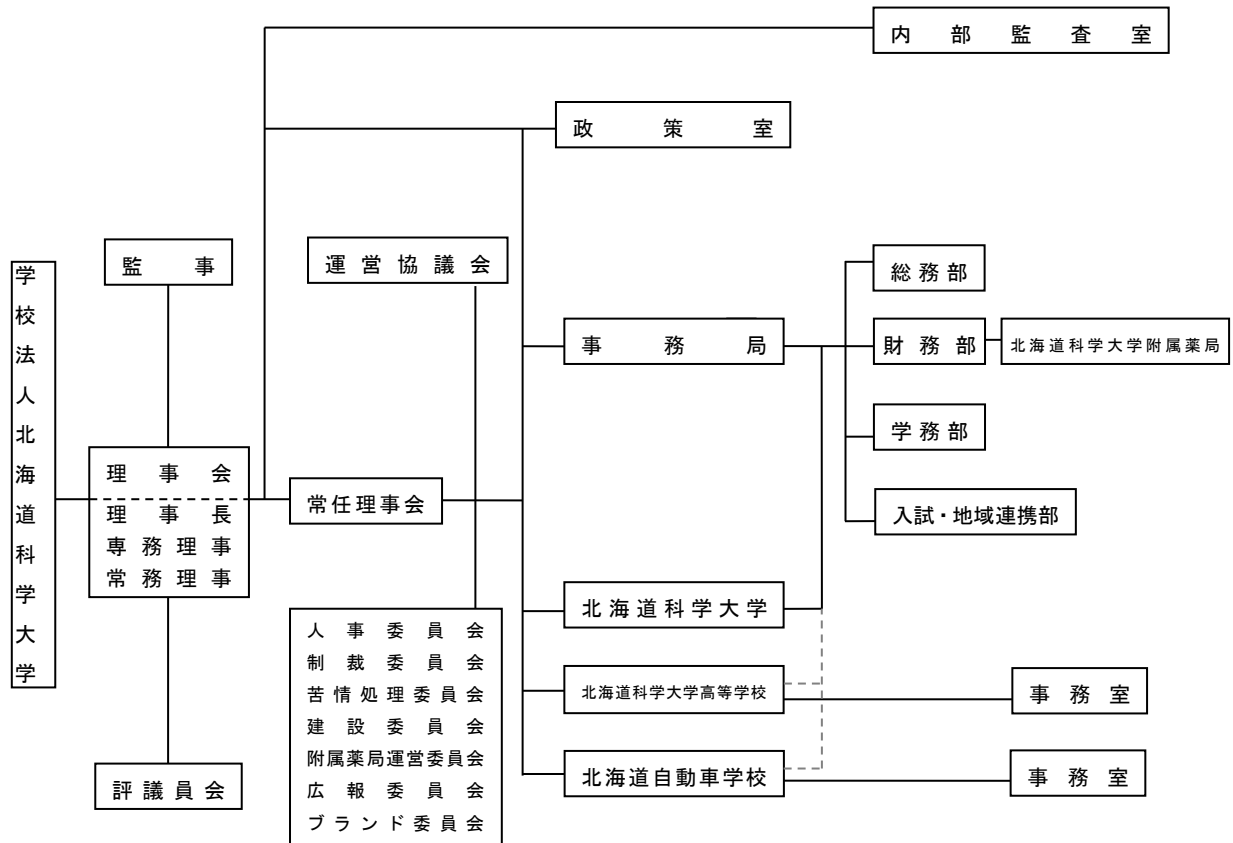
この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
この規程は、昭和61年10月1日から施行する。
この規程は、昭和61年11月26日から施行する。
この規程は、平成3年4月1日から施行する。
この規程は、平成4年4月1日から施行する。
この規程は、平成5年4月1日から施行する。
この規程は、平成6年4月1日から施行する。
この規程は、平成7年4月1日から施行する。
この規程は、平成8年4月1日から施行する。
この規程は、平成9年4月1日から施行する。
この規程は、平成10年4月1日から施行する。
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年5月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年7月10日から施行し、平成24年7月1日から適用する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、2019年4月1日から施行する。
この規程は、2020年4月1日から施行する。
この規程は、2021年4月1日から施行する。
この規程は、2022年4月1日から施行する。
この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表第1 学校法人北海道科学大学組織図



別表第2 職種、職名及び職階

職 種	職 名	職 務	
事務職員	政 策 室	室 長	事務を統括し、所属職員を指揮監督する
		次 長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副室長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		主 任	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行う
		主 事	上司の指揮命令に従い、一般事務の業務に従事する
	事 務 局	局 長	事務を統括し、所属職員を指揮監督する
		部 長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		次 長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		課 長	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		課長補佐	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行うとともに、上司を補佐する
		主 任	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行う
		主 事	上司の指揮命令に従い、一般事務の業務に従事する
	内部監査室	室 長	事務を統括し、所属職員を指揮監督する
		次 長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副室長	上司を補佐して事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		主 任	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行う
		主 事	上司の指揮命令に従い、一般事務の業務に従事する
	高校事務室	事務長	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		事務長補佐	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行うとともに、上司を補佐する
		主 任	上司の指揮命令に従い、担当の事務を掌理し、所属職員の指導を行う
主 事		上司の指揮命令に従い、一般事務の業務に従事する	
自校事務室	事務長	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	
	課 長	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	
	係 長	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	
	主 任	上司の指揮命令に従い、各所属事務機関の課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	
	事務員	上司の指揮命令に従い、一般事務の業務に従事する	

教育職員	大 学	学 長	大学の業務全般を統括し、所属職員を統督する
		副学長	学長の業務全般を補佐するとともに、学長の命を受けた担当業務を統括し、所属職員を指揮監督する
		研究科長	学長及び副学長を補佐して、研究科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		学部長	学長及び副学長を補佐して、学部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		全学共通教育部長	学長及び副学長を補佐して、全学共通教育部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		専攻長	研究科長を補佐して、担当専攻の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		学科長	学部長を補佐して、担当学科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		専攻科長	学部長を補佐して、担当専攻科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		部門長	薬学部長を補佐して、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		教 授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、上司を補佐し、所属職員を指揮監督する
		准教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、教授の職務を助け、所属職員を指揮監督する
		講 師	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、教授及び准教授の職務を助け、所属職員を指揮監督する
		助 教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事すると共に、教授、准教授及び講師の職務を助け、所属職員を指揮監督する
		助 手	所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う
	高 校	校 長	高校の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副校長	高校の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する校長の業務全般を補佐し、代理する
		教 頭	校長及び副校長を補佐して、業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		教 諭	生徒の教育を掌り、上司を補佐する
		養護教諭	生徒の養護、教育を掌り、上司を補佐する
		助教諭 養護助教諭	教諭（養護教諭）の職務を助ける
		実習助手	実習に関し、教諭及び助教諭の職務を助ける
	自 校	校 長	自校の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副校長	校長の業務全般を補佐し、代理する
		部 長	上司を補佐して、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する

	自校	科 長	上司を補佐して、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		係 長	上司を補佐して、係の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		教 師	生徒の教育を掌り、上司を補佐する
技術職員	事務系	技 師	上司の指揮命令に従い、施設・設備・用具の維持管理、構内環境の整備、車両の運転・管理、機器等の操作・管理、文書・データの管理等の業務に従事する
	教育系	技 師	教授、准教授、講師、助教、助手及び教諭の職務を助け、授業及び実習の準備及び補助、実習場及び実習機器の維持管理の業務に従事する
薬局職員	附属薬局	薬局長	附属薬局の業務全般を掌握・管理し、所属職員を指揮監督して、これを統轄する
		薬剤師主任	調剤の業務に従事し、薬局長を補佐する
		事務主任	事務の業務に従事し、薬局長を補佐する
		薬剤師	調剤の業務に従事する
		事務員	事務の業務に従事する

別表第3 付属機関・付属施設の職

	職 名	職 務
付属機関	室長 機構長 センター長	所管部署の業務を総括し、所属職員を指揮監督する
	副室長 副機構長 副センター長	上司を補佐して所管部署の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する
	主任	上司を補佐し所管部署の業務に従事する
付属施設	館長 施設長 園長 室長	所管部署の業務を総括し、所属職員を指揮監督する
	主任	上司を補佐し所管部署の業務に従事する